健康保険法等の一部改正について

「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成27年法律第31号)」が、平成27年5月29日付けにて公布されたことに伴い、高齢者の医療の確保に関する法律及び健康保険法等が一部改正されることになりましたので、下記のとおり要点をお知らせいたします。

記

平成27年法律第31号「改正法」の概要(健康保険関係)

平成27年度

- 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
 - ・総報酬割を2分の1に拡大

平成28年度

- 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
 - ・総報酬割を3分の2に拡大
- 健康保険の標準報酬月額等の上限、保険料率上限の引き 上げ
 - ・標準報酬月額の上限を139万円に、標準賞与額 の年間上限を573万円に引き上げ
 - ・一般保険料率の上限を13%に引き上げ
- 入院時食事療養費の見直し
 - ・一般所得者の食事負担額を360円に引き上げ
- 紹介状なしの大病院受診の定額負担導入
 - ・特定機能病院などに選定療養による定額負担の 徴収を義務化
- 患者申出療養の創設
 - ・患者の申し出に基づき高度の医療技術を用い た療養を保険外併用療養費の支給対象とする

平成28年度

- 傷病手当金 出産手当金の支給額の見直し
 - ・1日につき支給開始日の属する月以前の直近の 継続した12月間の各月の標準報酬月額を平均 した額の30分の1に相当する額の3分の2に 相当する額とする
 - ・被保険者期間が12月に満たない場合にあって は、支給開始日以前の直近の継続した各月の標 準報酬月額を平均した額の30分の1に相当す る額又は、支給開始日の属する年度の前年度の 9月30日における全被保険者の標準報酬月額 を平均した額の30分の1に相当する額のいず れか少ない額の3分の2に相当する額とする

平成29年度

- 後期高齢者支援金の全面総報酬割の導入
 - ・全面総報酬割の実施

平成30年度

- 入院時食事療養費の見直し
 - ・一般所得者の食事負担額を460円に引き上げ